

# 令和5年第7回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和5年9月1日第7回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	齋 藤 進	9 番	佐々木 平 嗣
10 番	小 川 正 文	11 番	佐々木 孝 二
12 番	佐 藤 直 哉	13 番	佐々木 春 男
14 番	佐々木 敏 春	15 番	森 鉄 也
16 番	伊 藤 竹 文		

1、本日の出席議員（ 14 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	齋 藤 進	9 番	佐々木 平 嗣
10 番	小 川 正 文	11 番	佐々木 孝 二
12 番	佐 藤 直 哉	13 番	佐々木 春 男
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

14 番 佐々木 敏 春

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿 部 和 久	次 長	加 藤 潤
班長兼副主幹	今 野 真 深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

副 市 長	本 田 雅 之	教 育 長	小 園 敦
総 務 部 長 (危機管理監)	佐々木 俊 孝	企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	須 田 美 奈
市民福祉部長兼市民課長	佐々木 修	農 林 水 産 部 長	池 田 智 成

建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	佐藤喜仁	消防長	阿部光弥
会計管理者	齋藤稔	総務課長	齋藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
監査委員	須藤金悦		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和5年9月1日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第6号 専決処分の報告について（専決第9号）
- 第5 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第6 議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第7 議案第55号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第8 議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第9 議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 議案第58号 にかほ市アウトドア拠点施設条例制定について
- 第11 議案第59号 にかほ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第60号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第61号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第62号 市道路線の認定について
- 第15 議案第63号 にかほ市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第16 議案第64号 令和4年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第65号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第66号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第67号 令和4年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第68号 令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第69号 令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第70号 令和4年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第23 議案第71号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について
- 第24 議案第72号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

- 第25 議案第73号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）  
について
- 第26 議案第74号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第27 議案第75号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第28 議案第76号 令和5年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第29 議提第6号 事務検査に関する決議について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

---

午前10時00分 開 会

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和5年第7回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、須藤代表監査委員に出席いただいております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、11番佐々木孝二議員、12番佐藤直哉議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

**【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】**

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。去る8月25日、議会運営委員会を開催して、9月定例会、そのほかについて協議いたしましたので、内容を報告いたします。

9月定例会への提出案件は、報告2件、人事案件4件、条例の制定及び改正3件、決算認定7件、補正予算6件、その他3件、計25件であります。また、今回上程する陳情は1件で、一般質問は5人であります。

会期日程についてご報告いたします。お手元の日程案をご覧ください。

会期は、本日9月1日から9月20日までの20日間とします。日程は、本日の本会議、9月5日、6日の2日間を一般質問とし、質問者は9月5日に3人、6日を2人といたします。9月8日に議案質疑、議案等付託、予算決算特別委員会設置を行い、当日から19日までを委員会といたします。9月8日から土日を挟んで13日までを事務検査ができる期間とし、本日、議提第6号事務検査に関

する決議についてを提出の上、質疑、討論、採決を行います。9月20日は本会例会の最終日とし、本会議において討論、採決等を行います。

なお、議案第45号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第57号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの議案4件は人事案件ですので、申し合わせにより、本日、質疑、討論、採決を行います。採決は起立採決といたします。

そのほかといたしまして、次のとおり決定したのでご報告いたします。

一つ、本日、本会議終了後、正副議長——もとへ、先ほど陳情1件と報告しましたが、陳情は配付のみということで審議はございません。訂正させていただきます。

そのほかといたしまして、次のとおり決定したので報告いたします。

①本日、本会議終了後、正副議長、正副委員長会議を開催します。

②9月6日、本会議終了後、広報広聴委員会を開催します。

③議案に対する質疑通告の締め切りは、議案質疑2日前の9月6日の午前9時となります。

④新型コロナウイルス感染症対策に関してご報告いたします。

現在の運用方針について協議した結果、今定例会においては、これまでどおりの対応とすることに決定いたしました。皆様には引き続き感染予防へのご協力をお願いいたします。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月20日までの20日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第57号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの議案4件については、申し合わせにより、また、議提第6号事務検査に関する決議については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日、全ての提案理由の説明終了後、本会議において質疑、討論、採決を行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。副市長。

【副市長（本田雅之君）登壇】

●副市長（本田雅之君） 改めまして、おはようございます。

それでは私から、最近の市政について報告をいたします。

介護保険料の賦課誤りについてです。

平成27年4月の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は、当該年度の最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降は、賦課決定を行うことができないと規定されております。

介護保険料の納付方法は、納付書による「普通徴収」と年金引き落としによる「特別徴収」の二通りがあり、最初の保険料の納期は、「普通徴収」が7月31日、「特別徴収」が5月10日と定められております。

今回の誤りについては、「特別徴収」の最初の保険料の納期を5月10日とシステム設定すべきところを「普通徴収」と同じ7月31日としていたため、5月10日から7月31日までの間に所得修正により賦課額に変更があった方について、本来賦課できないものを増額、減額賦課処理していたものがあります。

対象となる期間は、平成27年度から令和3年度分までの介護保険料であり、正しい期限を経過した後に賦課決定を行ったことで、保険料を過大に徴収した件数及び金額は、8件、12万9,210円、1人当たり1万5,080円から2万2,610円であります。また、過大に還付したのは、1件、3万9,000円であります。

過大徴収につきましては、本荘由利広域市町村圏組合と市職員が対象の被保険者の方々に説明とお詫びをした上、返還を行うこととしており、8月26日現在、対象者全員に説明を終え、9月中には返還も完了する見込みであります。なお、過大に還付した被保険者の方には、保険料の返還を求めない方針であります。

今後は、法改正時には、本荘由利広域市町村圏組合と構成市でシステム設定について十分な確認を行い、その対応を確実に実施できるようシステム業者と連携体制を整え、再発防止に努めてまいります。

住民税非課税世帯に対する給付金についてです。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、国の補助財源を活用しながら、令和5年度住民税非課税世帯に対し、住民税非課税世帯支援給付金として1世帯当たり3万円を支給しています。

7月1日から、対象の2,396世帯に確認書を、未申告者や転入者が含まれる対象見込みの259世帯には申請書を送付し、順次、申請受付と審査の上、8月3日から支給を開始しております。

8月31日時点で、確認書送付世帯の支給決定件数は1,971件（82.3%）、申請書送付世帯の支給決定件数は76件（29.3%）となっております。

なお、申請期限が10月31日までとなっておりますので、引き続き申請の勧奨等を行いながら対象世帯への給付に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業についてです。

令和5年春開始接種は、初回接種を終了した65歳以上の高齢者、64歳以下の基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象に、5月8日から6月30日までに高齢者施設の巡回接種、総合福祉交流センター「スマイル」での集団接種を終了しており、8月13日現在の65歳以上の方の接種率は60.02%となっております。集団接種終了後は、市内3医療機関での個別接種を継続しています。

令和5年秋開始接種については、追加接種が可能な全ての年齢の方が接種対象となり、国では9月20日から接種を開始し、ワクチンは、現在の流行主流株であるオミクロン株XBB.1.5対応1価を使用することとしています。

本市での接種スケジュール等につきましては、現在検討中であり、今後、広報の折り込みチラシやホームページで周知していくこととしております。

秋開始接種に係る補正予算案を今定例会に提出しております。

普通交付税についてです。

今年度の普通交付税は、51億7,793万4,000円と算定され、前年度確定額に対し、2億2,259万1,000円、4.12%の減となっております。また、臨時財政対策債は、前年度に比べ6,127万5,000円、56.4%の大幅な減少となっており、これらを合わせた実質的な交付額では、2億8,386万6,000円の減となっております。

交付額の決定に伴う歳入の補正予算案を今定例会に提出しております。

オーストリア・ドイチュランツベルク市との国際交流事業についてです。

これまで、米国オクラホマ州ショウニー市やワシントン州アナコーテス市などと姉妹都市提携を締結し、国際的視野を広めるとともに、国際感覚を養うことを目的に中学生を主体として交流を進めてまいりました。

このたび、TDK株式会社より、欧州において屈指の先進研究都市である「オーストリア共和国シュタイアーマルク州ドイチュランツベルク市」との交流事業についての提案を受けました。

同社は、その先進研究都市の重要な一角を占めてきた工場と研究施設を有しており、これらのつながりから、市民がさらなる諸外国への理解を深め、国際社会に対応できる人材の育成につながる可能性が高いと思われることから、10月中旬に現地を視察訪問し、交流体制の検討に入りたいと考えております。

視察に係る補正予算案を今定例会に提出しております。

大雨による農業被害についてです。

7月14日からの大雨による農業被害の状況については、8月31日時点で、そばは冬師・本郷・横岡・大須郷で116.39ha、大豆は釜ヶ台・冬師・芹田で58.61ha、ねぎは前川・金浦で3.95ha、水稻は冬師で1.56ha、小菊は大竹で0.9haが冠水などの被害を受け、農作物被害額は約2,400万円と見込まれております。

被害は時間の経過とともに推移しますので、国・県の復旧・支援対策事業を注視しているところであります。

林道及び漁港関係については、特に被害は確認されておりません。

農産物の状況についてです。

今年の稲作については、田植え後に好天に恵まれ、順調に推移しております。6月に昼夜の寒暖差が小さかったことから莖数が若干少なかったものの、7月には梅雨明け後の高温により平年並みの生育となっております。出穂は例年よりやや早く、草丈の高い状態からの倒伏がやや懸念されております。8月上旬時点で病害虫の発生は見られませんが、高温が続いたことから、今後、カメム

シ類の発生が予想されており、ほ場によっては被害が懸念されております。

野菜については、春先に好天が続いたため順調な生育で、出荷量は前年より増加しております。

花きについては、春から順調に推移しており、小菊・りんどうの出荷は、8月中旬に最盛期を迎えております。

地域計画の策定についてです。

将来の地域農業のあり方や農地の担い手と集積の方針を示す「地域計画」を令和7年3月までに策定することが義務づけられ、本市では、概ね旧小学校区単位で計画を策定することとしております。

現在、順次意向調査を実施しており、先月は、上郷地区と釜ヶ台地区で農業者による話し合いを行っております。その場では、大きな地図によって6年前と現在の荒廃地の状況を目の当たりにした参加者から、「課題が共有できた」、「全ての保全は無理なので、どのように集約するかを検討する必要がある」などの意見が出されました。

今月から他の地区でも意向調査を実施し、11月から話し合いを進めてまいります。

ツキノワグマの出没についてです。

7月30日午前8時頃、JR仁賀保駅前でクマの目撃情報がありましたが、同日午前7時10分頃に両前寺で目撃されたクマが移動の際、市街地に出没したものと思われまます。市では防災行政無線と防災あんしんメール等により注意喚起を行い、また、にかほ幹部交番、消防署及び猟友会と連携してパトロールを実施しており、人身被害は発生しておりません。

県では、クマの目撃件数が例年より多く、人身事故もあったことから、5月に発令した「ツキノワグマ出沒警報」を9月30日まで延長しております。

本市においても、昨年と一昨年は22件の目撃情報でしたが、今年は8月29日時点で31件と例年を上回る状況であります。

また、有害鳥獣駆除として箱わなを設置し、8月29日時点で6頭を駆除しております。昨年は1頭、一昨年は3頭を駆除しておりますので、こちらも例年を上回る状況であります。

本市では、6月に関係機関とクマの市街地出沒訓練を実施し、連携と対策を強化するとともに、緩衝帯整備など野生動物の出沒抑制の環境整備にも努めてまいります。

マメトラ農機株式会社の廃業についてです。

象潟町西中野沢で農業用機械の製造を行っているマメトラ農機株式会社が、埼玉県桶川市にある本社も含め、今年11月30日をもって廃業されることが8月1日に発表されました。また同日、本社役員の方々が報告のため来庁されております。

工場内の設備の更新や合理化が長い間行われてこなかったことや、近年の売り上げ低迷が大きな要因とのことでしたが、取引先や従業員の給与等への資金繰りが滞る前に、年内廃業の苦渋の選択をされたとのことでした。

象潟工場の従業員49人のうち、にかほ市民は29人となっております。

8月29日にはハローワーク本荘が従業員を対象として再就職等に向けた臨時相談窓口（アシストハローワーク）を開設し、本市も連携して社会保険や税制度等について説明会を開催しております。

円滑な再就職につながるよう、引き続き支援してまいります。

同社の廃業は非常に残念であります。昭和49年から約50年間の永きにわたり本市の産業と雇用に大きく貢献してこられましたことにつきまして、心より感謝を申し上げます。

市内の雇用状況についてです。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、6月末現在1.10倍で、前年同期比で0.26ポイント低下となっており、5か月連続で低下しています。

またハローワーク本荘によると、管内の主力産業である製造業における新規求人数は、前年同月比で24.5%の減少となっております。

その理由として、原材料費及び電気料金等の高騰や、リモートワーク需要に支えられていたパソコン関連の受注がコロナ禍明けにより減少したことが大きな要因とのことであります。

今後の雇用情勢については、原材料費等の高騰や国際情勢の動向など先行きへの不透明感があるとしながらも、鳥海ダムや洋上風力発電関連事業の波及効果が期待されるとの声も聞かれ、引き続き注視してまいります。

高校生の就職状況についてです。

来春の高校卒業予定者に対する求人受付が6月1日よりハローワークで開始されております。ハローワーク本荘によりますと、受付状況は6月末現在、求人数が前年同期比で112人増の529人、求人を提出した事業所は17社増の98事業所となっており、これまで高校生に求人を出したことがない事業所も求人を提出する傾向が見られるとのことです。

一方、管内の高校卒業予定者数は昨年比57人減の652人で、そのうち就職希望者数は前年比25人減の238人となっておりますが、就職を希望する人の割合は前年と同水準の36.5%となっております。

就職希望地は県内が37人減の196人、県外は12人増の42人となっております。

県内就職希望は前年比6.2%減の82.4%で、人数・割合ともに前年よりも減少している一方、県外就職希望は人数・割合とも増加に転じており、コロナ禍前の状況に戻りつつある傾向が見られます。

市内の経済状況についてです。

4月から6月までの景況調査では、調査を依頼した65社のうち71%に当たる46社から回答がありました。全体としては、前年同期と比較して「好転」が12社、「横ばい」が12社、「悪化」が22社となっております。

中でも市内の主力産業である製造業においては、前年同期比で「好転」が9社、「横ばい」が5社に対し、「悪化」は12社で、前期より悪化したと回答した事業者が増加し、D I値はマイナス38.1%となっております。

今後の業況見通しも、前期はD I値がプラス15%であったのに対し、今期はマイナス23.8%となっており、受注量の低迷を心配する声も聞かれます。

卸売・小売・サービス業においては、前年同期比と前期比の両方で「好転」が1社、「横ばい」が6社、「悪化」が3社となっており、物価高騰により販売経費が上昇し、先行きを不安視する動きが広がっております。

移住・定住の促進に向けた取組についてです。

7月23日に「東北移住&つながり大相談会」が東京都内で開催され、首都圏在住の移住希望者へにかほ暮らしの魅力をPRすることを目的に、本市からブースを出展しております。

若者夫婦からご年配の方まで10組の方々から相談を受け、うち9組の方が移住希望登録をしており、この中の1組が就農体験のため8月に当市を訪問しており、9月にも移住体験のため1組が訪問する予定となっております。

10月1日には県が「あきた暮らし・交流拠点センター（アキタコアベース）」を東京都中央区京橋に開設することから、同拠点も活用しながら、直接首都圏に向向いて引き続き本市への移住を推進してまいります。

新たな移住者支援住宅の確保についてです。

先ほど述べました「東北移住&つながり大相談会」のように、首都圏等で開催される移住相談会への出展や子育て支援策等のシティプロモーションの効果、また、アフターコロナによる経済活動等が活発となってきたこと等により、移住相談・移住体験の件数は増加傾向にあります。

しかし、移住希望者にとって移住先を決める重要な要素であります「住まい」の確保について、本市では希望者のニーズに沿ったアパートや貸家の選択肢が少ないことが大きな課題となっております。このようなことから、小滝地内にあります「特定住宅下山」につきまして、6戸ある住宅のうち、現在利用されております1戸を除いた5戸について用途廃止し、移住希望者が利用できる「移住者支援住宅」として活用することといたしました。

「特定住宅下山」の用途廃止に係る条例改正案を今定例会に提出しております。

若者の地元定着についてです。

7月13日に、ハローワーク本荘、由利地域振興局、由利本荘市等との共催により、由利本荘市のナイスアリーナを会場に本荘由利管内の高校3年生を対象とした「高卒求人情報説明会」を開催しました。参加した管内企業83社の人事担当者から企業や求人に関する情報を得るなど、地元就職を目指す学生にとって貴重な機会となっております。

7月31日と8月1日には「夏休み親子職場見学会」を開催し、市内の小学生の親子8組17人が11事業所を訪問し、職場見学を体験しております。

10月には由利地域振興局との共催により、市内企業を中心に約20社が市内の中学校に出向いて、2年生を対象とした「中学生と管内企業のふれあいPR事業」を実施する予定としております。

今後も子どもたちに地元企業を知る機会を提供しながら、地場産業への理解を促進してまいります。

アウトドアアクティビティ拠点施設整備についてです。

道の駅象潟エリアに建設中の拠点施設整備の進捗状況については、建物の杭施工が完了し、基礎工事に着手しております。

杭施工の際、転石の影響により1か月ほど遅れが生じておりますが、現時点では今年度中の完成には支障ない状況です。

今後も引き続き安全には十分配慮し、工事を進めてまいります。

施設の運営に関する条例案を今定例会に提出しております。

観光イベント等の開催状況についてです。

7月16日に、4年ぶりとなる「第33回秋田トライアスロン芭蕉レース象潟大会」が開催され、168人が参加しました。当日は悪天候のためランのみでの実施となりましたが、参加者からは開催された喜びの声がたくさん届いており、来年のフル開催への弾みとなっております。

8月19日には、象潟海水浴場を会場に「第73回にかほ市花火大会」が開催されました。

波打ち際で打ち上げられた花火は鮮やかに夜空と水面を照らし、海辺の花火ならではの演出は、市民や観客へ大きな感動を与えてくれたものと思っております。

観光拠点である道の駅象潟「ねむの丘」の8月の帰省期間中における観光客等の入込みについては、例年以上に猛暑が続いておりましたが、天候にも恵まれ、昨年と比較して1.5倍の約2万3,000人が来場し、大変にぎわっております。

巾山スキー場の運営についてです。

馬場字冬師山地内にあります巾山スキー場は、昭和59年から供用を続けてまいりましたが、平成7年に購入したゲレンデ整備用の圧雪車が、ここ数年、経年劣化による故障を繰り返し、大変苦慮しながら営業を続けておりました。

今年2月のスキー場開設期間中には、車両本体の著しい老朽化、部品供給の停止などにより修理不可能と判断され、そのままシーズン営業を終えております。

こうしたことにより、圧雪車でゲレンデを整備してのスキー場営業は、昨年度をもって終えることと判断いたしました。

しかしながら、巾山スキー場は雪が豊富でアクセスしやすい場所にあることなどから、不定期ではありますが、小さいお子さんの雪遊びや子ども会行事などで親しまれております。また近年、スノーシューやバックカントリースキーなど新たなエコツーリズムの拠点としての利用も見られております。

そのため、令和5年度は直ちに全面閉鎖とはせず、必要に応じて駐車場の除雪や管理棟を開設するなどし、「スノーパーク」として雪遊びやエコツアーなどを楽しんでいただけるよう準備を進めてまいります。

スケートパークの利用状況等についてです。

今年4月にオープンした竹嶋潟スケートパークについては、7月31日現在、約500人の利用者登録があり、延べ約1,700人の方々から利用いただいております。利用者の内訳は、市内約700人、市外約800人、県外約200人となっております。

施設利用のマナーについては、もともと利用者間でルールが定着しており、初心者などへのルール遵守やけが等への対応も、地元愛好家の方々の協力もあり、浸透してきていると考えております。

利用者からは、施設整備についての感謝の言葉を数多くいただいている一方、各種要望などもいただいております。

10月2日から本年度分の工事が始まることから、いただいている要望のうち、ハード面で対応可能なものについては、工事に反映させたいと考えております。

運営面の要望についても、今後さらに検討を重ね、利用者の皆様に愛着を持っていただける施設

を目指してまいりたいと考えております。

第50回日独スポーツ少年団同時交流についてです。

日本とドイツ両国のスポーツ少年団の優れた青少年及び指導者の相互交流により友好と親善を深めることなどを目的に、「日独スポーツ少年団同時交流」が行われました。

ドイツから約90名がドイツスポーツユースとして来日し、13のグループに分かれ、全国36の都道府県を訪れました。

秋田県では唯一にかほ市が受入先となり、7月28日から8月1日までの4泊5日で6名が滞在し、にかほ市スポーツ少年団リーダー会がホームステイ先となり、共に過ごしました。

7月29日には、田沢湖スポーツセンターで行われた「秋田県スポーツ少年大会兼秋田県ジュニアリーダーズスクール」へ参加し、ボッチャなどのパラスポーツを体験し、秋田県内のスポーツ少年団と交流を深めました。

7月31日には、「エスパーク★にかほ」を会場に、にかほ市スポーツ少年団リーダー会と、交流テーマを「スポーツとSDGs～スポーツが拓く社会の持続可能性～」と題したディスカッションを行い、スポーツを通じた環境への配慮等について考えを深め合いました。

そのほか、市内スポーツ施設の視察や、仁賀保高校にも協力をいただき、eスポーツ部との交流も行っております。

ドイツスポーツユースからは、「にかほ市の自然と人々の温かさに触れ、素晴らしい時間を過ごすことができました」との感想をいただき、両国青少年の友好親善が図られたものと思っております。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） 最近の教育行政について報告いたします。

初めに、最近の学校の様子についてであります。

5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、児童生徒の学習活動や学校行事等において児童生徒同士の関わり合いが増え、活気が戻ってまいりました。また、7月22日から始まった34日間の夏季休業は、厳しい暑さが続く異例の夏休みとなりましたが、大きな事故もなく無事に終了し、8月25日から2学期が始まりました。児童生徒は元気に学校生活を送っておりますが、気温の高い日が続くと見込まれており、引き続き体調面への心配りと暑さ対策を講じてまいります。

2学期は、9月に小学校の自然教室や修学旅行、中学校の学校祭などの大きな行事を予定しております。子どもたち一人一人が充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き学校と連携を密にしてまいります。

また、昨年度から配置された「ICT支援員」により教員の個人研修や校内研修が充実し、授業における効果的なICT活用も進んできております。今後も学校訪問などを通して、よりよい活用方法を働きかけてまいります。

次に、児童生徒による各種大会等の結果についてであります。

全国小学生陸上競技交流大会秋田県予選会において、男子コンバインドAで象潟小学校6年松山 怜央さんが優勝しております。

また、県中体連総合体育大会における陸上競技では、仁賀保中学校1年佐々木瑠清さんが1年男子1500mで優勝し、東北大会に出場しております。

全国少年少女カヌー大会女子小学4年生以下200m普及艇では、B&Gにかほ海洋クラブ平沢小学校3年宮崎莉心さんが優勝、平沢小学校3年須藤さくらさんが準優勝、平沢小学校3年佐々木優梨さんが5位に入賞しております。また、男子5・6年生200m普及艇では、金浦小学校6年村上星矢さんが5位に入賞しております。

全日本吹奏楽コンクール秋田県中央地区大会では、仁賀保中学校、金浦中学校及び象潟中学校が金賞を獲得し、県大会に出場しております。

次に、青少年育成にかほ市民会議のリーダー研修会についてであります。

8月1日から1泊2日の日程で、市内3中学校の生徒会役員を対象に、リーダーとしての自覚を高めること、他校生徒との交流を通して連帯意識の高揚と資質の向上を図ること、ふるさとの魅力について学ぶことを目的に研修会が行われました。

今回は、本市中学生11名が夫婦町である松島町を初めて訪れ、松島の中学生7名と寝食を共にし、交流を深めております。

初日は、夫婦町となったご縁の一つの「瑞巖寺比翼塚」や東松島市の「東日本大震災復興記念公園」での現地学習、2日目は、松島町地域コーディネーターを講師に「夫婦町の観光名所や特産品を協力してPRしよう」をテーマとしたグループワークを行いました。参加した両校の生徒が、今後の生徒会活動において幅広い視野を持って取り組んでいくことができるような有意義な研修となりました。

次に、第39回奥の細道象潟全国俳句大会についてであります。

8月5日、道の駅象潟「ねむの丘」を会場に開催いたしました。

子どもの部では、市内小・中学校7校から753句の投句があり、秋田県現代俳句協会幹事の斎藤みどり氏に選評をしていただきました。

一般の部では、全国各地の205人から410句の投句があり、俳人協会副会長の西村和子氏に講演及び選評をしていただきました。

子どもの部、一般の部ともに特選、秀逸、佳作の作品を入選として授賞式を行い、特選の6句については、今後1年間、蚶満寺境内の看板に掲載し、披露いたします。

本市は、おくのほそ道紀行の目的地の一つであることから、秋田県内唯一の芭蕉ゆかりの地であります。この伝統ある俳句大会は来年40回目の節目を迎えることから、記念大会を計画しております。

次に、市民文化祭についてであります。

今年度は、創作・体験コーナーやバザー部門、お茶会を再開するなど、コロナ禍前の通常開催とほぼ同じ形で行う準備を進めております。また、昨年度から新たに取り組んでいる参加型交流イベントについても、仁賀保高校などと連携した「eスポーツ体験イベント」を開催する予定としており

ます。

「発表部門」は10月28日から2日間の日程で、仁賀保勤労青少年ホームを会場に有観客による開催とし、「展示部門」は11月3日から3日間の日程で、市内3公民館3体育館での開催となります。

次に、行ヒ森遺跡現地説明会についてであります。

4月から発掘調査を実施している「行ヒ森遺跡」の現地説明会を7月22日に開催いたしました。

当日は強い日差しが照りつける夏日となりましたが、市内外から33名の方が参加し、発掘調査現場の様子や出土した遺物・遺構などを見学しました。

同遺跡からは、本市の先覚、斎藤宇一郎氏が稲作の技術革新として取り組んだ近代の乾田馬耕の遺構なども検出されており、参加者は職員の説明に熱心に耳を傾け、質問される方も多くおりました。

現地での調査は終了しており、今後は報告書の作成に向けて、検出した遺物や遺構についての分析や整理作業を進めてまいります。

次に、第11回鳥海山伝承芸能祭の開催についてであります。

明日9月2日の午後1時から、仁賀保勤労青少年ホームにおいて4年ぶりに開催いたします。

今回は、本市から国指定重要無形民俗文化財の「小滝のチョウクライロ舞」をはじめ5芸能が出演するほか、由利本荘市から国記録選択で県指定無形民俗文化財の「屋敷番楽」が特別出演いたします。

開演前には、市内の出演団体が仁賀保駅から会場までお囃子を奏でながら練り歩く「小路わたり」を行う予定となっております。

次に、WRO Japan 2023公認秋田県中央地区予選会についてであります。

8月4日、国際的なロボットコンテストの公認予選会が仁賀保中学校を会場に開催されました。

本大会は、子どもたちの創造性と課題解決能力を育成することを目的に、2010年から実施しております。今回、小学生部門には本市から9チーム、中学生部門には本市と由利本荘市から13チーム、高校生部門は2チームが参加し、ロボットの組み立てとプログラミングによる高度な課題のクリアを目指し、技術を競い合いました。

なお、中学生部門で優勝した大内中学校のチームと、高校生部門で優勝した本市在住の高校生チームは、8月27日に東京都で開催された全国大会に出場しております。

最後に、「南極・昭和基地ツアー」についてであります。

7月29日、南極昭和基地の第64次南極観測隊の越冬隊員と白瀬南極探検隊記念館を含む連携機関9か所をオンラインで結び、観測隊の活動を紹介する「南極・昭和基地ツアー」が開催され、当記念館では35名の参加がありました。

ツアーでは、現地隊員から真冬の基地周辺の様子や観測隊の活動内容の紹介があったほか、それぞれの会場から基地に向けた質問コーナーが設けられるなど、日本と南極大陸との遠隔地にあっても交流が深められる機会となりました。

●議長（宮崎信一君） これで市政報告を終わります。

日程第4、報告第6号専決処分の報告について（専決第9号）から日程第28、議案第76号令和5

年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの報告2件及び議案23件、計25件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。副市長。

**【副市長（本田雅之君）登壇】**

●副市長（本田雅之君） それでは、今定例会に提出しております議案の要旨につきまして説明申し上げます。

報告第6号専決処分の報告について（専決第9号）。

これは、令和5年3月21日、象潟町小砂川字三崎地内にて、市が委嘱している交通指導員が職務中の自動車衝突事故により相手方の人身に与えた負傷の損害賠償の額を8月9日付けで41万3,839円と決定したので、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、一般会計等の令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これは、小柳千鶴子委員が令和5年11月30日をもって任期満了となるため、引き続き小柳委員を適任者と認め、選任することについて、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これは、小幡正則委員が令和5年11月30日をもって任期満了となるため、後任として青木和夫氏を適任者と認め、選任することについて、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第56号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

これは、長沼幸子委員が令和5年11月30日をもって任期満了となるため、後任として伊藤徳章氏を適任者と認め、選任することについて、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第57号人権擁護委員候補者の推薦について。

これは、平野菊美委員が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き平野氏を適任者と認め、候補者として推薦することについて、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第58号にかほ市アウトドア拠点施設条例制定について。

これは、にかほ市アウトドア拠点施設に伴い、その設置及び管理に関する事項について、条例を制定しようとするものであります。

議案第59号にかほ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について。

これは、特定公共賃貸住宅「下山」の一部を用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第60号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について。

これは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制

定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第61号市道路線の廃止について。

これは、畑地区の県営農地集積加速化基盤整備事業の完了に伴い、市道路線を廃止することについて、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第62号市道路線の認定について。

これは、畑地区の県営農地集積加速化基盤整備事業の完了に伴い、新たに市道路線を認定することについて、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第63号にかほ市過疎地域持続的発展計画の変更について。

これは、新たに事業を追加するために計画変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第64号から議案第69号までにつきましては、地方自治法の規定により、一般会計から農業集落排水事業特別会計までの令和4年度歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第64号令和4年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額178億5,608万5,000円、歳出総額171億9,743万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源1億2,875,000円を差し引き、実質収支額は5億5,836万6,000円の黒字であります。

議案第65号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について。

歳入総額27億3,353万円、歳出総額27億659万3,000円、実質収支額は2,693万7,000円の黒字であります。

議案第66号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について。

歳入総額9,405万3,000円、歳出総額8,214万7,000円、実質収支額は1,190万6,000円の黒字であります。

議案第67号令和4年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額3億6,100万3,000円、歳出総額3億5,944万6,000円、実質収支額は155万7,000円の黒字であります。

議案第68号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額13億1万2,000円、歳出総額12億7,642万1,000円、翌年度に繰り越すべき財源1,063万1,000円を差し引き、実質収支額は1,296万円の黒字であります。

議案第69号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額4億4,535万8,000円、歳出総額4億2,519万5,000円、翌年度に繰り越すべき財源1,107万3,000円を差し引き、実質収支額は909万円の黒字であります。

議案第70号令和4年度にかほ市水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法の規定により、令和4年度水道事業会計の決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

収益的収入及び支出については、水道事業収入が6億3,091万2,736円、水道事業費用が6億117万1,632円、資本的収入及び支出については、資本的収入が7,918万106円、資本的支出が2億2,645

万1,392円であります。

議案第71号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億8,520万8,000円を追加し、総額をそれぞれ174億5,992万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、10款地方交付税は、普通交付税が51億7,793万4,000円で確定したため、当初予算額との差額1億7,793万4,000円を増額しております。14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金を1億7,987万8,000円減額し、18款繰入金は、財政調整基金繰入金など合わせて1億3,663万円の増額としております。19款繰越金は、5億5,836万4,000円を計上し、21款市債は、消防救急デジタル無線更新事業の新規計上など、合わせて1億6,574万5,000円の増額としております。

歳出の主なものについては、2款総務費は、バス路線代替運行事業費やシティプロモーション推進事業費、防犯街灯等設備整備費など、合わせて7,981万8,000円の増額としております。3款民生費は、補聴器購入への助成事業費など7,233万8,000円の増額とし、4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や環境プラザ設備修繕事業費など9,289万円の増額としております。7款商工費は、企業立地促進事業費やアウトドア拠点づくり事業費など927万円の増額とし、8款土木費は、除雪費など1億7,194万2,000円を計上しております。10款教育費は、フェライト子ども科学館改修事業費など5,693万9,000円を増額し、11款災害復旧費は、象潟四隅池地内の法面復旧事業費1,160万円を計上しております。12款公債費は、今後、利率変更により償還利率が高くなる見込みの起債について、任意の繰上償還を行うための償還金3億7,764万円を計上しております。

議案第72号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万3,000円を追加し、総額をそれぞれ28億6,563万5,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の計上により財政調整基金繰入金を減額し、歳出では、前年度実績に基づく保険給付費等交付金返還金を計上しております。

議案第73号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ125万8,000円を減額し、総額をそれぞれ9,749万4,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の計上により財政調整基金繰入金を減額し、歳出では、人事異動による人件費の調整を行っております。

議案第74号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,758万7,000円を追加し、総額をそれぞれ13億9,947万2,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金と繰越金を増額し、歳出では、光熱水費を増額するほか、人事異動による人件費の調整を行っております。

議案第75号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万5,000円を追加し、総額をそれぞれ4億1,655万6,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の計上により一般会計繰入金を減額し、歳出では、人事異動による人件費の調整を行っております。

議案第76号令和5年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について。

収益的収入及び支出については、収益的収入予定額に35万円を追加し、総額を6億1,459万5,000円とし、収益的支出予定額に781万6,000円を追加し、総額を6億1,825万1,000円とするものであります。

補正内容は、人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。

また、資本的収入及び支出については、資本的支出予定額に353万5,000円を追加し、総額を4億440万2,000円とするものであります。

補正内容は、国の一般国道7号遊佐象潟道路整備事業に伴う水道管の設置にかかる実施設計費を計上するものであります。

以上、議案の要旨について説明申し上げましたが、補足説明につきましては担当の部課長が行いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 所用のため、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前11時06分 休 憩

---

午前11時15分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第6号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） それでは、報告第6号について補足説明いたします。

7月の第6回臨時会において説明してありましたが、令和5年3月21日、市が委嘱している交通指導員2名が交通指導車に同乗しパトロール中に起こした衝突事故について、令和5年8月9日付けで相手方と与えた負傷について示談が成立し、対人賠償額が確定しましたので報告いたします。

車両の運転手への対人賠償については、頰椎・腰椎捻挫、背部挫傷によるもので、損害賠償の額41万3,839円となりました。内訳につきましては、治療に関する費用が18万191円、交通事故証明書及び通院に関わる費用が1,448円、傷害慰謝料が23万2,200円となります。

このたびの相手方の人身に対する損害額が自賠責保険の補償範囲内であることから、過失相殺は行わず、全額が補償されるものであります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、報告第7号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、報告第7号について補足説明いたします。

議案綴りの4ページ、別紙をご覧ください。

初めに、1の健全化判断比率についてであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、一般会計・特別会計とも実質収支が黒字でありますので該当がありません。

実質公債費比率は8.8%で、前年度比0.6ポイント増加となっております。

この報告値は3か年平均であり、その基礎となる単年度比率は、令和4年度が9.29%で、令和3年度の8.67%より0.62ポイント上昇しております。これは、令和4年度において屋内運動施設の償還開始などによる元利償還金が増加したことなどが主な要因であります。

将来負担比率は57.6%で、前年度の52.2%と比較すると5.4ポイント高くなりました。

次に、2、資金不足比率についてであります。

いずれの会計も資金不足は発生しておりませんので、比率数値の記載はありません。

以上のことから、令和4年度について、全ての比率において国の示す早期健全化基準以下となっており、本市財政は引き続き健全な財政状況の範囲であるということを報告するものです。

補足説明は以上です。

- 議長（宮崎信一君） 次に、議案第54号から第56号までの議案3件について、総務部長。
- 総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 議案第54号から第56号までにつきましては、先ほど副市長が説明をいたしました内容と、配付しております履歴資料のとおりでございますので、特に補足はございません。
- 議長（宮崎信一君） 次に、議案第57号について、市民福祉部長。
- 市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） 議案第57号につきましては、お手元に配付しております履歴書のとおりでありますので、特に補足説明はございません。
- 議長（宮崎信一君） 次に、議案第58号について、商工観光部長。
- 商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、議案第58号にかほ市アウトドア拠点施設条例制定について補足説明を行います。

議案綴りでは9ページから16ページになります。

9ページをご覧ください。

令和3年8月25日に、アウトドア用品の製造販売や各種イベント等を行っている株式会社モンベルとの間で拠点施設整備に関する基本合意を締結、また、昨年4月21日には拠点施設整備に関する協定を締結し、道の駅象潟「ねむの丘」エリア内に双方協力して拠点施設の整備に取り組むこととし、現在、来年3月末の完成を目指し、工事を進めているところです。

このたびの条例制定は、にかほ市アウトドア拠点施設の整備に伴い、施設の設置と管理に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

10ページをお開き願います。

第1条は、施設の設置目的等の規定であります。市民及び本市への来訪者に対し、アウトドアアクティビティに関する情報の発信及びサービスを提供するとともに、アウトドア用品の購買等の場を提供し、もって滞在型観光の推進による地域産業の振興と余暇活動の充実による健康増進等に資するため設置するものです。

第2条は名称等についてですが、これまで市議会や公の場では「にかほ市アウトドアアクティビティ拠点施設」との仮の名称でお伝えしてまいりましたが、今般、名称を「にかほ市アウトドア拠点施設」と定めております。

第3条は、当該施設の施設区分についてです。(1)ビジターセンター、(2)クライミングピナクル、(3)アウトドア用品の購買等のための施設の三つに区分しております。

配付しております提出議案説明資料1ページの施設区分図をご覧ください。

ピンク色で塗られておりますビジターセンターは、情報発信や案内、イベント等の企画や開催、用品貸し出し等を行うための機能のエリアです。ビジターセンターのピンク色の中で円が描かれている箇所がありますが、クライミングピナクルと呼ばれるボルダリングのような体験施設です。資料の右側に参考の写真を載せております。高さは約8mです。完成すれば東北では今のところにかほ市にしかない特徴的な設備となります。

施設区分図の藤色で塗られている箇所は、アウトドア用品購買施設の区分です。アウトドア用品の販売会社をテナントとして入居していただくための部分になります。

続いて、議案綴り11ページをお開き願います。

7条から12ページの第12条までは、施設使用に関する規定です。先ほどご説明いたしましたピンク色のビジターセンター部分はオープンスペースになっており、お客様が自由に入出入りしたり、休憩したりできるスペースを備えてますが、部分的に団体等で占有して利用することも可能としております。その場合の使用の許可や使用料に関する規定です。また、クライミングピナクルの使用料についても、これらの条項で規定しております。

続いて、議案綴り12ページ中段の第13条から14ページ中段の第20条までは、アウトドア用品購買施設のエリアにアウトドア用品の販売会社をテナントとして入居させる際の必要な条項を規定しております。

続いて、議案綴り14ページ中段、第21条から15ページ中段、第24条は、当該施設を指定管理者に指定管理を行わせる場合の指定管理者の業務内容等に関する条項を規定しております。

15ページの下段の附則をご覧ください。

1の施行期日について、この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するとありますが、拠点施設の完成を今年度末、開設は4月上旬を見込んでおりますが、万一工事の遅延等、何らかの事情により5月、6月頃まで開設が延期された場合に、本条例の施行期日に幅をもたせるために規定するものです。

2の施行前の準備では、入居者の許可や指定管理者の指定等は条例の施行前に行う必要があることから、その旨規定するものです。

続いて、別表第1、施設使用料（利用料金の上限額）は、ビジターセンター及びクライミングピナクルの使用料の規定です。

なお、拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、条例で定める金額を上限として、これより安く設定することができることを第23条で規定しております。

最後に、16ページの別表第2、入居使用料は、アウトドア用品の販売会社がテナントとして入居する際のいわゆるテナント料を規定するものです。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第59号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第59号について補足説明いたします。

小滝地区にあります特定公共賃貸住宅「下山」の6戸中、空室が続いている5戸を用途廃止するものです。この5戸の住宅は、長らく入居の応募がない状態が続いており、家賃負担軽減の減免策も講じましたが、状況が変わることがありませんでした。このことから、県を通じて国へ用途廃止したい旨の申請を行い、承認を得ることができたことから、条例から除外する改正をするものでございます。

なお、用途廃止後は移住体験住宅などとして活用したい旨を国や県へ説明しております。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第60号について、消防長。

●消防長（阿部光弥君） 議案第60号につきまして補足説明をいたします。

改正の内容につきましては、急速充電設備の高出力化のニーズが高まっていることや、設備本体と充電ケーブル等を収納する充電ポストで構成される分離型の設置事案が多く見られるようになり、急速充電設備の全出力の上限撤廃や分離型を新たに規定するなど、急速充電設備の基準が改正されるもの及び多数の者が利用する施設等で消防庁が指定する場所における喫煙所の標識や図記号について一部改正しようとするものであります。

新旧対照表により説明をします。

提出議案説明資料3ページをお願いします。

条例第11条に、充電対象が電気自動車に加え、船舶、航空機などを追加し、出力上限を撤廃し、急速充電設備の定義について、コネクタを用いて充電する設備と明確化するものです。

6ページをお願いします。

第23条では、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、喫煙所と表示した標識を設置しなくてもよいこととし、禁煙、火気厳禁、喫煙所の標識と合わせて図記号による標識を設ける場合は、国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合したものとすることを追加するものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第61号及び第62号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第61号について補足説明いたします。

畑地区は場整備事業により土地改良閉鎖された区域内の市道について、現況がなくなった路線を市道から廃止するためのものとなります。廃止する路線数は、34路線となります。

続きまして、議案第62号について補足説明いたします。

同じく畑地区は場整備事業の完成で移管され、新たに土地改訂区域内に整備された路線を市道認定するものとなります。路線数は、全部で29路線となります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第63号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、議案第63号について補足説明いたします。

変更案全体の計画につきましては、資料、議案63変更案を掲示しておりますので、後ほどご覧ください。

これは、令和3年9月に議決をいただき策定したにかほ市過疎地域持続的発展計画について、その一部に変更を加えるものであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び事務処理要領に基づいて事業項目の追加や大幅な事業量の増減など計画全体に及ぼす影響が大きい変更である場合については、あらかじめ知事との協議を行った後に議会の議決を要することとされており、県との事前協議では7月5日に異議がない旨の回答をいただいたことから、今回上程するものであります。

変更内容は、令和5年度において、過疎法に基づく手厚く有利な財政支援措置である過疎対策事業債を活用するために事業項目を追加し、対象事業の拡充を図ろうとするものであります。過疎対策事業債は充当率100%で、その元利償還金の70%相当額が普通交付税の基準財政需要額に参入される有利な起債であり、ハード事業だけではなくソフト事業にも当てることができます。

議案説明資料の8ページをご覧ください。

8ページ、大きな項目3、産業の振興、(2)その他対策中の情報関連産業の振興にインキュベーション施設の整備を追加し、9ページ、事業計画に旧上浜小学校利活用事業について具体的な事業内容を追加しております。

10ページ、大項目5、交通施設の整備、交通手段の確保では、農道、森林作業道の記載を追加し、12ページでは、農道整備、林道整備事業を追加します。

13ページでは、道路整備機械等を道路整備機械等に凍結防止剤散布車購入を追加します。過疎地域持続的発展特別事業には、橋梁長寿命化支援事業を追加します。

14ページです。大項目7、子育て環境の確保につきましては、幼児保育施設の整備を新たに追加するものです。

これらの変更について、この計画案が可決されますと過疎対策事業債による国の支援を受けることが可能となるものです。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第64号から第69号までの議案6件について、会計管理者。

●会計管理者（齋藤稔君） それでは、議案第64号から議案第69号までについて、令和4年度一般会計・特別会計の決算概要を基に補足説明いたします。

初めに、議案第64号令和4年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

決算概要の2ページ、2ページをご覧ください。2ページ上段の(1)決算収支の状況をご覧くださいと思います。

令和4年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入が0.1%、歳出が0.2%、それぞれ前年を下回り、

副市長の提案説明にございましたように、歳入総額が178億5,608万5,000円、歳出総額が171億9,743万4,000円となっております。一般会計の実質収支ですが、区分Eの欄になりますが、5億5,836万6,000円の黒字となっております。その2行下、当該年度のみ収支を表す単年度収支G欄でも1億3,503万2,000円の黒字となっております。また、歳入歳出に含まれている実質的な黒字要素であります財政調整基金への積立金2億5,798万1,000円、及び令和4年度にはございませんでしたが、起債の繰上償還、赤字要素であります財政調整基金取り崩しを加えた実質単年度収支は、3億9,301万3,000円の黒字となっております。

次に、4ページをご覧ください。

4ページ、歳入決算額を款ごとに前年度と比較したものです。上段を自主財源、下段を依存財源として区分しております。

歳入のそれぞれの主な増減要素について説明いたします。

自主財源のうち、1款市税は、前年度と比べ4.4%、1億2,055万1,000円の増加となっております。

16款財産収入は、前年度と比べ2,190万2,000円、35.4%の増加となっております。これは、土地売却収入及び生産物売払収入など財産売払収入の増を主な要因とするものであります。

18款繰越金は、前年度に比べ2億2,133万5,000円、52.6%増加いたしました。

また、依存財源のうち、9款地方特例交付金は、前年度と比べ5,263万6,000円、73.7%の減となっております。これは、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金の減が主な要因となっております。

14款国庫支出金は、前年度と比べ4億7,844万円、17.3%の減となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、廃止石油抗井封鎖事業費補助金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金などの減が主な要因となっております。

22款市債であります前年度に比べ1億7,474万円、13.7%の増となっております。これは、アウトドア拠点施設整備事業、公園遊具改修事業、象潟大竹線道路整備事業、図書館大規模改修事業、象潟海洋センター大規模改修事業などの事業増が主な要因となります。

次に、7ページをご覧ください。

歳出決算額を款ごとに前年度と比較したものであります。

それぞれの主な増減要素について説明いたします。

2款総務費2億4,768万円、これ6.1%の減となっております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業費の減が主な要因であります。

3款民生費2億5,594万3,000円、5.7%の減は、新型コロナウイルス対策生活応援事業費の減、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の減が主な要因となります。

4款衛生費は、前年度に比べ1億92万1,000円、9.3%増加いたしました。これは、感染症予防事業費等補助金、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業費補助金などの各種返還金の増や、斎場施設修繕等工事が主な要因となります。

6款農林水産業費は、前年度に比べて1億7,029万3,000円、16.6%の増となりました。これは、

肥料価格高騰対策事業費補助金などの増を主な要因とするものです。

7款商工費は、前年度に比べ4億5,851万円、70.3%増加いたしました。これは、ワーケーション推進事業、アウトドア拠点づくり事業などが主な要因となっております。

8款土木費は、前年度に比べ9,052万1,000円、6.8%増加いたしました。これは、橋梁補修工事費の増、公共下水道事業特別会計繰出金の増などが主な要因となっております。

10款教育費は、前年度に比べて4億912万1,000円、20.4%の減少となりました。これは、屋内運動施設建設事業費の減によるものが主な要因になります。

11款災害復旧費は、前年度に比べ2,001万1,000円、22.9%増加しております。これは、凍上災害道路復旧工事の増によるものであります。

次に、議案第65号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

9ページをご覧ください。

令和4年度国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算収支の状況であります。歳入歳出決算額では、歳入で5.4%、歳出で5.4%、それぞれ前年を下回り、歳入が27億3,353万円、歳出が27億659万3,000円となっております。

次に、10ページをご覧ください。

歳入のうち、国民健康保険税の徴収実績では、合計欄の右から2列目になりますが、前年度に比べ収入済額は全体で8.5%の減となっております。一般被保険者の収入額が減少しているのは、被保険者の所得の減少が主な要因であります。

下段(4)歳出の状況では、5款基金積立金は、前年度が5,822万9,000円でしたが、令和4年度は4,000円となっております。積立金の減少が主な要因となります。

次に、議案第66号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

11ページをご覧ください。

令和4年度国民健康保険事業特別会計施設勘定の決算収支の状況であります。歳入歳出決算額は、歳入で33.9%、歳出で34.8%、それぞれ前年を下回り、歳入総額は9,405万3,000円、歳出総額は8,214万7,000円となっております。これは、歳入では、一般会計繰入金の減や市債の減が主な要因でありまして、また、歳出では、レントゲン撤去搬出業務委託料などの減、小出診療所倉庫等改築工事の減、財政調整基金積立金の減などが主な要因となっております。

次に、議案第67号令和4年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

12ページをご覧ください。

令和4年度後期高齢者医療特別会計の決算収支の状況であります。歳入歳出決算額は、歳入で4.8%、歳出で4.6%、それぞれ前年を上回り、歳入総額3億6,100万3,000円、歳出総額3億5,944万6,000円となっております。これは、歳入では、一般会計繰入金の増が主な要因で、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増が主な要因になります。

次に、議案第68号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

13ページをご覧ください。

令和4年度公共下水道事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で8.9%、歳出で9.8%、それぞれ前年度を上回り、歳入総額13億1万2,000円、歳出総額12億7,642万1,000円となっております。歳入においては、公共下水道事業費補助金の増、一般会計繰入金の増、下水道事業債の増などを主な要因といたしまして、歳出においては、笹森クリーンセンター費の工事請負費の増、下水道事業費中の工事請負費の増などが主な要因となっております。

次に、議案第69号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算状況について補足説明いたします。

15ページをご覧ください。

令和4年度農業集落排水事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で0.9%、歳出で3.7%、それぞれ前年度を下回り、歳入総額4億4,535万8,000円、歳出総額4億2,519万5,000円となっております。これは、歳出公債費の地方債元金償還額の減、地方債利子償還金の減など、これが主な要因となっております。

最後に、基金保有状況について説明させていただきます。

17ページをご覧ください。

一般会計及び特別会計の基金の保有状況を載せております。上段、財政調整基金、中段、自然エネルギーによるまちづくり基金は積み立てを増やしまして、地域振興基金、みらい創造基金、観光振興基金、森林環境譲与税基金などは一般会計への繰入額を増やしております。

また、特別会計では、国民健康保険財政調整基金は国民健康保険事業特別会計事業勘定への繰り入れを行い、国民健康保険診療所財政調整基金は積み立てを増やしております。農業集落排水事業減債基金は農業集落排水事業特別会計の繰り入れを行っております。

また、表の中ほどにあります社会教育施設整備基金ではありますが、令和5年3月31日をもって廃止となり、新たに、にかほ市公共施設等総合管理基金が設置され、廃止前の社会教育施設整備基金に積み立てられていた現金等は当該基金に属するものとされており、よって、令和4年度にはない、にかほ市公共施設等総合管理基金ではありますが、令和4年度出納期間中の動きとして表に記載されております。

以上により、表右下の現在高合計では、前年度出納閉鎖時と比べ1億8,451万3,662円増の68億5,745万2,229円となっております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第70号については、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第70号について補足説明いたします。

決算書2ページ・3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出です。決算額は記載のとおりで、税込みの表示となっております。

収入の決算額は最上段の6億3,091万2,736円で、主なものは、給水収益を含む営業収益が5億3,

533万5,624円で、全体の85%を占めております。

支出の決算額は二つ目の表の上段、6億111万7,632円で、主なものとしては、原水の取り入れから浄水設備、配水設備及び水質の維持などのための営業費用が5億7,379万582円で、95%の割合となっております。

収支の差額はプラスの2,974万1,104円ほどとなりますが、実質的な損益については税抜きとなりますので、この後の損益計算書で説明いたします。

次に、4ページ・5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。建設改良などの将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入です。

収入の決算額は最上段の7,918万106円で、主なものは、企業債と高速道路建設事業に伴う水道管移設工事関連の負担金、旧簡易水道施設に係る借入金の元金償還分としての一般会計からの出資金です。

支出の決算額は二つ目の表の上段、2億2,645万1,392円で、主なものとしましては、建設改良費における施設内機器等の更新工事、高速道路事業に伴う配水管入れ替え工事などが1億177万4,953円ほどで、全体の45%となっております。

収入額が支出額に不足する1億4,727万1,286円については、4ページの最下段の欄外の説明のとおりであります。

次に、9ページをご覧ください。

損益計算書です。これ以降は税抜きの表示となっております。

表の一番上の1の(1)給水収益4億6,798万5,610円は、前年度で0.1%、53万4,381円ほどの減収となっております。これは16ページの概況にもあるように、営業用、工業用の使用量は増加しておりますが、家事用、団体用、臨時用の使用量は減少していることによるものです。

令和4年度の営業利益ですが、下から3行目、当年度の純利益は88万8,656円の黒字決算となっております。これにより、一番下の当年度末未処分利益剰余金は2億2,700万5,293円となっております。

次に、12ページ・13ページをご覧ください。

貸借対照表です。

12ページ一番下の資産合計及び13ページ一番下の負債資本合計が共に70億5,554万3,721円で、前年度比2.2%、1億5,603万5,068円ほどの減少となっております、工事等による固定資産の減価償却累計額が増加したことによるものです。

次に、15ページからは決算附属資料となっております。

22ページをご覧ください。

水道事業のキャッシュ・フロー計算書です。

下から3行目の資金増減額ですが、水道事業の令和4年度における資金は2,753万5,330円の増加となり、一番下の資金の期末残高は7億9,878万7,560円となります。

次に、23ページからは収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を記載しておりますので、

後ほどご覧いただきたいと思います。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。須藤代表監査委員。

●監査委員（須藤金悦君） にかほ市監査委員の須藤でございます。監査委員を代表して、私の方から報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に一般会計・特別会計の決算審査意見書をお願いします。

表紙から2枚めくって、8月21日付、監発-16の意見書をご覧ください。

令和4年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付されました令和4年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査をしましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

1 ページをお開きください。

審査の対象は、令和4年度にかほ市一般会計歳入歳出決算及び五つの特別会計です。

審査の期間は、令和5年6月28日から8月18日まで行いました。

審査の方法は、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確かめ、これらの正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合のほか、それぞれ所管課の説明を聴取し、予算の執行状況の適否について審査をしました。

審査の結果及び意見。

審査に付された各会計歳入歳出決算及び決算附属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳票類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務処理は、概ね適正に行われているものと認められました。

次に、6 ページをお願いします。

中段のむすびでございます。

本市の令和4年度の財政状況については、一般財源の根幹をなす市税は、コロナ禍による経済の落ち込みから徐々に回復傾向が見込まれ、市民税が6.7%増加、風力発電設備の新設等、償却資産に係る固定資産税が2.4%増加したことなどにより、全体で4.4%増加しています。しかし、今後も地域経済の回復については不透明な状況にあると言わざるを得ず、長期的に見ると、人口減少を背景とした税収の減少は避けられない状況にあります。

地方交付税については、普通交付税において地方負担措置のための再算定が行われたものの、令和3年度に設置された臨時財政対策債償還基金費が皆減となったことから、全体として1.2%減となっています。特別会計を加えた市債残高については250億8,785万5,000円と減少してはいるものの、一般会計の予算規模を上回る状況が続いており、財政運営が厳しい状況に変わりはありません。令和2年度から実施しているコンビニエンスストア納付やスマートフォンアプリへの対応などで、引き続き市税や使用料の納付方法を拡大し、納付者の利便性と期限内納付率の向上に努め、財政調整基金に必要な積み立てを行うなど、将来を見据えた財政上の措置も引き続き講じることを望むものであります。

また、寄附金のふるさと納税は、延べ4万4,073件、9億4,532万円、3.1%の増加となり、過去最高となっています。繰入金は、ふるさと納税特産品返礼事業やアウトドア拠点づくり事業、情報教育ネットワーク整備事業の実施によるみらい創造基金繰入金の増等があり、自主財源全体では前年度比で6.1%の増加となっています。

令和4年度は、財政調整基金を取り崩すことなく財政運営ができましたが、今後も、コロナ禍等で市税収入への影響が避けられない状況にある中、安定した寄附金の確保に加え、企業版ふるさと納税の取り組みを強化するなど、自主財源の創出が重要であると思われまます。

こうした財政状況の中で、多様化する市民ニーズや地域課題を把握し、効率的で効果的に対応するためには、国・県の新たな方針、社会情勢、経済動向などの情報を的確に収集するとともに、真に必要な事業に財源を重点的に配分するなど、施策・事業全般の精査と継続的な見直し及び事業効果の検証が効率的・効果的に行われるような行財政改革の推進が必要となってきます。

国も県も財源には限りがあり、補助金等の枠があるからといった事業の捉え方ではなく、真に市民にとって必要な経費に充てていただきたいと望みます。

今後も引き続き、まちづくりの基本理念を踏まえ、市民と行政が共に知恵を出し合い、「第2次総合発展計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を積極的に推進し、人口減少の抑制、やりがいのある産業振興による仕事づくり、移住・定住、少子化対策など、市民が生き生きと笑顔にあふれ幸せを実感できるよう、また、「第4次行財政改革大綱」に基づき、事務事業の一層の効率化と職員一人一人の意識改革、能力向上に努め、最小の経費で最大の効果を発揮するように、行政コストの削減に積極的に取り組み、市民から大きく信頼される持続可能な行財政運営に努めることを望むものであります。

次に、41ページをお願いします。

令和4年度基金運用状況審査意見。

審査の対象は、令和4年度にかほ市奨学資金貸付基金ほか二つの基金です。

審査の期間は、令和5年6月28日から8月18日まで行いました。

審査の方法は、各基金の運用状況報告書の計数を預金証書、諸帳簿等により確認するとともに、関係職員の説明を求め、設置目的に従い、确实かつ効率的に運用されているかについて審査を実施しました。

審査の結果、各基金とも設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されており、計数は預金証書及

び関係諸帳簿等と符合し、正確であると認めました。

次に、別冊になっております令和4年度公営企業会計の決算審査意見書をお願いします。

表紙から2枚めくって、8月21日付、監発-15の意見書をご覧ください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました、令和4年度にかほ市水道事業会計決算並びにその関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

1 ページをお願いします。

令和4年度公営企業会計決算審査意見。

審査の対象は、令和4年度にかほ市水道事業会計決算です。

審査の期間は、令和5年6月28日から8月18日までです。

審査の方法。審査に当たっては、水道事業会計決算書等が地方公営企業法及びその他の関係法令に準拠して作成され、その計数は正確か、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合など、必要と認める審査を行いました。また、関係書類、帳簿について、関係職員から説明を求め、地方公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を行いました。

審査の結果及び意見。

審査に付された水道事業会計の決算書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符合し、正確であると認めました。

また、水道事業の経営状況及び財政状況を適正に表示していると認めました。

次に、9ページをお願いいたします。

むすびです。

水道事業の経営状況は、総収益から総費用を差し引いた当年度純利益は、前年度1,255万1,000円の黒字から1,166万3,000円下回る88万9,000円の黒字となっています。

その要因は、事業費用の増加に加え、収益面で家事用と団体用は戸数が増加したものの給水量は減少していること、また、市内で大規模な工事が終了したことに伴い、臨時用の給水量が減少したことによるものであります。

今後も更なる人口減少等による給水収益の減少や維持管理経費の増加が見込まれ、厳しい経営環境が想定されます。このことから、持続可能な水道事業を実現するため、新水道ビジョンを基に事業を進め、アセットマネジメント継続による将来を見据えた計画の下に、料金改定も視野に入れた健全な経営、事業執行に努める必要があるとしております。

以上で報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第71号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（須田美奈君） それでは、議案第71号の企画調整部関係の主な内容について補足説明いたします。

初めに、補正予算書の7ページをご覧ください。

第3表地方債補正についてです。

消防救急デジタル無線更新事業について、実施設計費の計上に伴い、新たに追加するものです。下の表、変更についてです。

農地集積加速化基盤整備事業については、事業量増による増額、象潟前川線道路整備事業から除雪機械購入事業までは、国庫補助金の確定により当初見込みより減額となった差額を起債対応するものとし、それぞれ増額するものです。

防災行政無線強靱化事業の70万円の増額は、実施設計費の計上により増額するものです。

臨時財政対策債は、発行可能額が4,742万5,000円に確定したことから、当初予算との差額1,355万5,000円を減額するものであります。

続いて、歳入についてです。

補正予算書10ページです。

10款1項1目1節地方交付税1億7,793万4,000円の増額は、本年度の普通交付税の交付額が確定したことから差額を補正するものであります。

次に、12ページ、中段の16款2項財産売払収入1目不動産売払収入605万4,000円は、金浦字山の田地内の市有地7,566㎡の売払いに係る収入です。なお、この土地は社会資本整備交付金事業で取得した道路用地であるため、歳出予算8款2項3目22節に財産処分に係る国庫補助金返還金333万円を計上しております。

次に、12ページ、下段の18款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億715万8,000円の増額は、歳入歳出予算の調整により増額するものであります。2目みらい創造基金繰入金1,427万7,000円の増額は、防犯外灯取り替え工事、アウトドア備品購入費や公園整備などに充てるため繰り入れするものであります。

13ページになります。

19款1項1目繰越金5億5,836万4,000円の増額は、前年度の実質収支が確定したことから計上するものであります。

21款市債につきましては、先ほどの第3表の地方債補正で申し上げたとおり、それぞれの起債額の追加及び変更です。

続いて、歳出についてであります。

16ページ、2款1項4目財産管理費12節委託料70万円の増額は、市有地支障木伐採委託料を計上しております。9目企画費18節100万円は、地域おこし協力隊等が起業する際の支援補助金制度を新たに創設するものです。11目交流促進事業8節旅費262万4,000円の増額は、市政報告でもありましたオーストリア共和国ドイチュランツベルク市訪問に係る経費として計上しております。12節委託料のうち、総合政策課分として、シティプロモーション戦略運営支援業務費を計上しております。

40ページです。12款公債費1項1目元金3億7,764万円は、借り入れから10年を経過し、金利が年1%を超えてくる臨時財政対策債について任意繰上償還を行うものです。

企画調整部に関する補足説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第71号中、総務部関係の補足説明を

いたします。

補正予算書の16ページをご覧ください。

歳出2款1項総務管理費でございます。表の下の方、11目交流促進事業費の12節委託料685万円のうち、335万円につきましては羽後交通バス小砂川線の廃止後にコミュニティバスを運行するための事業費として計上しております。その下の12目情報管理費の14節工事請負費6,300万円は、国土交通省の一般国道遊佐象潟道路工事に伴いまして、主に上浜地区におきまして市が設置している光ファイバーケーブルを移設するための工事費を計上するものです。この工事につきましては、国の事業との関係で工期が来年度にまたがるものでございますので、今回、繰越明許費補正も上げさせていただいております。また、国からの補償費につきましては、来年度の収入が見込まれていますので、今回は歳出のみの補正となります。

次に、34ページをご覧ください。

9款1項消防費5目災害対策費の12節委託料70万円につきましては、令和4年度から取り組んでおります防災行政無線強化事業といたしまして、令和6年度に施行予定の象潟地域の防災情報放送システム整備に係る実施設計業務を委託しようとするものでございます。

最後に42ページをご覧ください。

一般職の給与費明細書でございます。今回の補正では、各款項目におきまして人事異動に伴う人件費の組み替えや職員の昇格・昇給等に伴います所要の補正並びに会計年度任用職員の任用状況等に応じた調整等を行っており、一般会計における一般職の報酬、給料、職員手当及び共済費につきましては、上段の総括表の右側、合計欄のとおり、合わせて2,792万1,000円を増額しようとするものでございます。

総務部関係は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） 議案第71号中、市民福祉部関係の主な内容について補足説明申し上げます。

歳入についてです。

14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金39万3,000円は、子ども家庭総合支援拠点事業委託及び保育対策総合支援事業に対する国補助金2分の1の額を計上しております。

歳出についてです。

19ページをご覧ください。

2款7項3目防犯対策費14節工事請負費490万円は、防犯灯の取り替え工事費で、金浦地区で落下の恐れがある危険箇所46基分と仁賀保地区でPTAからの要望箇所17基分、計上しております。

20ページをご覧ください。

3款1項3目障害者福祉費19節扶助費262万1,000円のうち、軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業費給付金100万円は、聴力低下ケアの必要性から、補聴器購入助成を行うもので、上限を5万円とし、20名分を計上しております。22節償還金利子及び割引料1,171万2,000円は、障害福祉サービス給付費の令和4年度実績額の確定によるものです。

21ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費12節委託料52万9,000円は、子ども家庭総合支援拠点業務委託料の子ども家庭支援員2名の配置実績による増額補正で、歳入として国2分の1の補助があるものです。22節償還金利子及び割引料358万6,000円は、令和4年度児童関連補助金交付金の実績額確定によるものです。

22ページをご覧ください。

3款2項2目児童運営費22節償還金利子及び割引料、子どものための教育・保育給付費負担金返還金980万3,000円は、令和4年度こども園・保育園の運営実績確定によるものです。

23ページをご覧ください。

3款3項1目生活保護総務費22節償還金利子及び割引料、生活保護費負担金返還金4,553万円については、令和4年度生活保護事業費確定によるものです。

24ページをご覧ください。

4款1項3目成人保健事業費1節報酬から13節使用料及び賃借料までは、新型コロナウイルスワクチン接種、秋開始接種の実施に関連する費用を計上しております。

25ページをご覧ください。

4款2項2目環境プラザ運営費14節工事請負費2,220万円は、5月の爆発事故で破損した灰搬出装置及び移送コンベアの本復旧費用です。3目最終処分場管理費12節委託料210万円は、象潟一般廃棄物最終処分場の排気口の土砂の撤去費用分を計上しております。

市民福祉部の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、農林水産部関係の主なものについて補足説明をいたします。

27ページの中段をご覧ください。歳出です。

6款農林水産業費1項3目農林振興費18節負担金補助及び交付金、農業経営収入保険加入促進事業費補助金66万4,000円は、農業の収入減少を幅広く補填する保険制度への加入促進を図るもので、令和6年收入保険への新規加入者に対し、掛け捨て保険料及び保険料事務費の半額を補助するものです。財源として、国の地方創生臨時交付金を活用しており、歳入の国庫補助金に歳出と同額を計上しております。

その下、夢ある園芸産地創造事業費補助金692万6,000円は、担い手の規模拡大や多角化及び新規就農に必要な機械の導入を支援するものです。対象は、農事組合法人1件と新規就農者1件で、導入する機械はネギの収穫や皮むき、選別など、全てネギに関するものです。補助率は、県補助が法人12分の4、新規就農12分の6で、市は2件とも12分の3です。財源として、歳入の県補助金に45万7,000円を計上しております。

その下、化学肥料低減機械導入支援事業費補助金295万3,000円は、化学肥料低減を促進するために必要な機械の導入を支援するものです。対象は2件で、導入する機械は肥料の散布量を自動調整する田植機1台とネギの肥料散布機1台です。財源として、歳入の県補助金に同額を計上しており

ます。

その下、6次産業化経営力強化事業費補助金60万3,000円は、食品衛生法が改正され、現在の設備では来年6月から漬物を販売できなくなる農家1件に対し、カナカブ加工施設の改修費を支援するものです。補助率は県6分の2、市6分の1です。財源として、歳入の県補助金に40万2,000円を計上しております。

次に6目農村整備総務費18節負担金補助及び交付金、農地集積加速化基盤整備事業負担金220万円は、畑地区基盤整備事業への負担金です。市の負担割合は10%で、平成28年度から始まった本事業は、この補完工事をもって完了となります。

続きまして、28ページをご覧ください。

6款2項2目林業振興費1節鳥獣被害対策実施隊員報酬72万円及び8節費用弁償17万1,000円は、クマの目撃件数が多いことにより、箱わなの設置数が増加したことに伴い、わなの状況を確認する隊員の報酬と費用弁償を増額するものです。

続きまして、40ページをご覧ください。

11款災害復旧費2項1目農林業用施設災害復旧費14節工事請負費1,160万円は、象潟町字四隅池地内の法面復旧工事費です。7月14日の大雨により、農業用排水路から水があふれ、市道脇の法面が崩落したため、盛土により復旧するものですが、今後の大雨にも対応できるよう集水枡及び暗渠排水も併せて改修するものです。

農林水産部関係の説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、商工観光部関係の補足説明をいたします。

29ページをお開き願います。

歳出です。

7款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金のうち、説明欄2行目、企業立地促進条例補助金188万4,000円は、市内企業が工場の増築や機械設備を新たに導入する際に補助する設備投資助成1件、そのほか設備投資に伴う正社員雇用に対する雇用促進助成2件分です。

説明欄3行目のコールセンター等関連企業立地促進補助金240万円は、株式会社プレステージ・インターナショナルにおける市民の雇用12人分に対する補助金です。

続いて30ページです。

7款2項1目観光総務費です。12節委託料100万円は、秋田県が東京都に10月1日に開設する秋田暮らし交流拠点センター、通称「秋田コアベース」及び「秋田美彩館」を借りて10月7日・8日に、にかほ市の観光や移住イベントを実施するための委託料です。

17節備品購入費250万円は、来年春のオープンを計画しているアウトドア拠点施設のビジターセンターの業務の一つとして、登山用品などのレンタルを行うための備品費です。

続いて31ページ、中ほどの7款3項2目公園管理費です。そのうち7節報償費から13節使用料及び賃借料、合わせて107万4,000円は、巾山スキー場管理運営費です。圧雪車が老朽化により使用不能となったことから、ゲレンデの圧雪はせずに、雪遊びやバックカントリーの用途にスノーパーク

の形態での運営を試みるものです。14節工事請負費100万円は、奈曾滝園地の手すり法面の修繕工事費です。

続いて、39ページ、中ほどの10款5項1目保健体育総務費です。7節報償費76万2,000円は、新型コロナウイルスが5類に移行し、スポーツ活動の活発化に伴い、健康体力アップ推進事業を行うための報償費です。

続いて、39ページの一番下、4目海洋センター管理費10節需用費の修繕料120万円は、B&G象潟海洋センタープールのコージェネ設備やろ過装置等の修繕に係る経費です。

商工観光部関係の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 建設部関係の補足説明をいたします。

最初に歳入です。

補正予算書10ページをご覧ください。

一番下の行、14款2項5目1節国庫支出金、土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金1億7,987万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金の内示額にあわせ減額するものです。

次に、12ページ、最上段をご覧ください。

15款3項6目2節県支出金、土木費委託金、道路橋梁費委託金699万9,000円の増は、県道の除雪委託金を受けるものです。

次に、歳出です。

補正予算書32ページの中ほどをご覧ください。

8款2項3目22節道路橋梁新設改良費、償還金利子及び割引料の333万円の増は、市道山の田前川線の終点、建設課の山の田車庫の向かい側に位置する道路脇の切り土箇所になりますが、民間から払い下げの要望があり、検討の上、払い下げすることといたしました。このことに伴い、同路線の道路新設改良時に受領した国庫補助金の一部を返還する必要があるため、返還金額を補正するものです。

その下の行、8款2項4目排水路維持管理費14節工事請負費130万円及び16節公有財産購入費19万2,000円の増は、にかほ市小滝字梨ノ木台地区の水路脇の民地法面が崩れ、水路にも影響が生じております。復旧するに当たり、隣接する原野を購入し、水路の切り回しを図ることが最も効率的な復旧工事と考え、これを行うためのものがございます。

次に、8款2項5目除雪費の1億6,025万2,000円の増額は、今期の除雪作業に係る経費として、直営作業員6名、季節採用者10名、計16名の会計年度任用職員報酬1,046万9,000円、凍結防止剤やスノーポールなどの消耗品費として1,100万円、次のページ33ページに移りまして、除雪車両の燃料費も1,100万円、消雪パイプ、ロードヒーティングの運転に係る電気及びガス代金としての光熱水費に260万円、除雪車両の車検や特定自主検査及びシーズン中の故障に対応するための修繕料として2,500万円、除雪業務の委託料として1億円などを補正計上しております。

次に、8款4項1目都市計画総務費27節繰出金962万8,000円の増は、公共下水道事業特別会計の収支調整のための補正でございます。

建設部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（阿部光弥君） 消防本部に関する補足説明をいたします。

補正予算書13ページをお願いします。

歳入です。

20款4項6目雑入、消防団員安全装備品整備等助成金57万5,000円は、当初予算歳出で計上しておりました消防団員の防じん眼鏡購入に係る助成金が決定したため計上するものです。

予算書34ページをお願いします。

歳出です。

9款1項1目常備消防費12節委託料390万円は、消防救急デジタル無線の更新工事を令和6・7年の2か年工事として実施するための実施設計業務委託であります。財源としましては、歳入21款1項市債6目消防債を充当するものです。

17節備品購入費65万円は、消防車両が出勤後、帰署した際、車両、器具等の点検を兼ねて洗浄するための高圧洗浄機の購入費です。8月初旬に故障し、部品供給の終了にもより、修繕もできないことから新規に購入するものです。

2目非常備消防費については、歳入で説明しました助成金の確定に伴い、一般財源から特定財源へ財源振替をするものであります。

消防本部に関する補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（佐藤喜仁君） それでは、教育委員会に関する主なものについて補足いたします。

初めに、歳入になります。

11ページをお願いします。

15款2項県補助金8目1節小中学校費補助金52万8,000円は、令和4年度予算繰越としたスクールバスの車内置き去り防止安全装置装備事業に対する県からの補助金で、スクールバス6台分となります。

次に、13ページ、8款2項7目山崎科学教育振興基金繰入金1,519万5,000円は、歳出で説明いたしますフェライト子ども科学館屋根改修事業に充当するものとなります。

続いて、歳出の主なものについて、35ページをご覧ください。

10款2項小学校費1目14節工事請負費84万5,000円は、平沢小学校電話設備に不具合が生じており、主装置及び電話機を更新するものであります。

続いて37ページ、一番上、6目仁賀保勤労青少年ホーム管理費12節委託料72万円は、冷房設備の主要部分クーリングタワーの来年度における更新工事に向けた設計業務を行うもので、その下、7目金浦勤労青少年ホーム管理費14節工事請負費52万円は、コミュニティセンター廊下の腐食した天井部分を改修するための工事費であります。

8目フェライト子ども科学館管理費14節工事請負費1,450万円は、屋根の防水改修工事に係る工事費を計上するもので、歳入で説明したように基金からの繰り入れを財源としております。

次に、9目白瀬南極探検隊記念館管理費に関しては、次の38ページ、7節報償費100万円は、冒険家阿部雅龍さんが白瀬ルートでの南極点到達を目指し、11月から翌年1月にかけて再度挑戦されることから支援するものであります。

次の10目文化財保護管理費8節旅費の普通旅費31万8,000円、10節需用費49万5,000円及び12節委託料90万円、それぞれの増額は、平沢地区行ヒ森遺跡の発掘調査業務関連として、調査報告書作成の技術向上のための研修旅費や出土した遺構の自然科学分析に係る業務委託料などを計上しております。

40ページ、5項保健体育費6目象潟給食センター費17節備品購入費195万円は、給食調理作業で使用する器具、ガスフライヤーを購入し、更新するものであります。

教育委員会に関する補足は以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第72号及び議案第73号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長兼市民課長（佐々木修君） 議案第72号、議案第73号については、先ほど副市長の説明のとおりでありますので、補足説明はございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第74号から議案第76号までの議案3件について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第74号について補足説明いたします。

補正予算書6ページをご覧ください。

歳入です。

4款1項1目一般会計繰入金962万8,000円の増額は、収支調整のため一般会計から繰り入れするものです。

5款1項1目繰越金は795万9,000円となります。

次に、7ページをご覧ください。

歳出です。

1款1項2目管渠管理費10節需用費、光熱水費1,100万円の増は、電気料高騰によるものです。同じく3目笹森クリーンセンター費10節需用費、光熱水費600万円の増額も電気料高騰によるものです。

議案第74号の補足説明は以上となります。

続きまして、議案第75号の補足説明をいたします。

補正予算書6ページをご覧ください。

歳入です。

5款1項1目一般会計繰入金896万4,000円の減は、繰越金の確定により収支調整を行うものです。

6款1項1目繰越金908万9,000円は、繰越額の確定によるものでございます。

補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第76号の補足説明をいたします。

補正予算書4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出です。

収入の1款2項2目1節水道事業収益、営業外収益、一般会計補助金35万円の増額は、人事異動

に伴い児童手当を補正するものです。

支出の1款1項水道事業費用、営業費用、1目・2目及び5目の給与等に関する補正は、人事異動による支出額の補正です。

6ページをご覧ください。

資本的支出についてです。

支出の1款1項1目資本的支出、建設改良費、拡張改良費の給与関係の補正は、人事異動による支出額の補正です。

20款委託料330万円の増額は、一般国道7号遊佐象潟道路整備に伴う水道管本設工事の実施設計委託料となります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。

所要のため、暫時休憩いたします。再開を午後2時といたします。

午後1時50分 休 憩

---

午後2時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから議案第54号から議案第57号までの議案4件について、質疑、討論、採決を行います。

本議案は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了後に採決を行います。また、質疑には自己の思いや意見を入れないように注意してください。

初めに、議案第54号から議案第56号まで、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案3件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第54号から議案第56号までの質疑を終わります。

次に、議案第57号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

これから採決を行います。

初めに、議案第54号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、同意することに決定しました。

次に、議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立に

よって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第55号は、同意することに決定しました。

次に、議案第56号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、同意することに決定しました。

次に、議案第57号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は提案された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、提案された方を適任者と認めることに決定しました。

日程第29、議提第6号事務検査に関する決議についてを議題とします。

提出者の15番森鉄也議員の説明を求めます。15番。

**【15番（森鉄也君）登壇】**

●15番（森鉄也君） それでは、議提第6号をご覧いただきたいと思います。

事務検査に関する決議についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和5年9月1日提出

にかほ市議会議員 様

提出者、にかほ市議会議員、森鉄也。

賛成者、にかほ市議会議員、佐々木孝二、同じく齋藤光春、同じく齋藤進、同じく佐々木敏春、同じく佐々木春男、同じく小川正文でございます。

検査の日程は、9月8日金曜日及び土・日を挟んで11日月曜日から13日水曜日までの期間であります。

なお、検査会場は、象潟庁舎3階第4会議室となります。

各委員会で日程の調整をして行っていただきたいと思います。

検査事項は、令和4年度にかほ市一般会計歳入歳出決算に関する事項であります。

検査方法は、関係書類及び計算書の提出を求めています。

また、検査は各一般会計予算決算特別小委員会に所管事務を付託して行います。

検査の権限として、地方自治法第98条第1項の権限を各一般会計予算決算特別小委員会に委任いたします。

以上であります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 議長（宮崎信一君） これから議提第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第6号についての質疑を終わります。次に、議提第6号についての討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。

これから議提第6号事務検査に関する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第6号事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時06分 散 会

---